



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

519	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
520	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	1
521	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	6
522	平成31年和歌山県告示第186号(平成31年度随時技能検定の実施)の一部改正	(労働政策課).....	8
523	木材業者等の登録	(林業振興課).....	8
524	保安林の指定	(森林整備課).....	8
525	保安林の指定施業要件の変更	(").....	8

○ 公安委員会告示

19	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	9
----	---------------------	-------	---

○ 正誤

	令和元年9月13日付け和歌山県報第38号和歌山県告示第477号中	10
--	----------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第519号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和元年10月15日まで縦覧に供する。

令和元年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

令和元年9月13日

2 名称

特定非営利活動法人紀ノ国就労支援センター

3 代表者の氏名

和田訓昌

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市湊御殿一丁目4-1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対する障害福祉サービス事業および障害児に対する障害児通所支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第520号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和元年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「赤龍Ⅲ」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「Mystery Power」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「Dangerous Kiss」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「drunk girl」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「SEX JAPAN FIGHTERS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「AKAME」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「YAMETOKE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「endless shock」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Kiss100%」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Sexy Diamond」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「ghost. R」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「NEO CRISTALIUS II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「NEO CRISTALIUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「PINK PANTHERS II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「PINK PANTHERS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Video Ceaner」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真を付して、「MP04 アラジン Vr3 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (18) 次の写真を付して、「MP04 アラジン Vr3 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「エクスタシーハイパー4」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「狂乱スピード」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「HAPPY 420」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「けつまん男2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「ドライオーガズム昇天」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Be Strong」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「失禁スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「猥蜜ノ葉」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「KING SEX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「ドロシー（淫）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「十字監禁」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「キメ・ゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「性獣アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「トコロテンMAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (33) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy Shotgun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「Special liquid 2019 by aromadou japan」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「กลิ่น (アロマ)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真を付して、「Dangerous Kamikaze (カミカゼ)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真を付して、「RED ZONE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「Sexy Bitch」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「SEXY BOOST」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「TENGO KU for Women」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「TENGO KU for Men」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「Gravite」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「T-Blizzard」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「馬RIKING」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Old Spice EX-H」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Old Spice EX-F」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「快感コースター」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「STRONG OIL 20%UP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「Champion Star」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「Dick Duck」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「KiLL JET」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「Eros Max 龍 Silver」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「Eros Max 龍 Gold」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「Rumble」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「Love Pussy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「Vaginal Juice EX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「オナピー 穴専」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「オナピー 竿専」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「Chemistry」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「真珠夜」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「SEX BEACH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「Bitch Queen」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「ヌキン具 壺」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「ヌキン具 吸」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「Sea Gang」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「凄姫 ~Sugohime~ 2000」と表示のある製品であって、その内容物が液

体のもの。

- (67) 次の写真に示すとおり、「凄姫 ~Sugohime~ 1000」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「真夜中のWani」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「S-magic」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「THE 7」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「Fire Ball」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「Tunder Ball」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「Ice Ball」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (74) 次の写真に示すとおり、「MORNING DASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「Magic L. D. P」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (76) 次の写真を付して、「Sex of moon」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (77) 次の写真に示すとおり、「Vagi MAX dope-S」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (78) 次の写真に示すとおり、「Vagi MAX dope-T」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (79) 次の写真に示すとおり、「連続Dry」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (80) 次の写真に示すとおり、「いいなりポーション」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (81) 次の写真に示すとおり、「FANTAVISION」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「FREE Garden」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (83) 次の写真を付して、「BLACK SPIRIT」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (84) 次の写真に示すとおり、「smile ♀♀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (85) 次の写真に示すとおり、「smile ♂♀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (86) 次の写真に示すとおり、「smile ♂♂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (87) 次の写真に示すとおり、「Akuma Spec-X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (88) 次の写真に示すとおり、「Akuma Spec-LS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (89) 次の写真に示すとおり、「Akuma Spec-S」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (90) 次の写真を付して、「合法クリーム2.5G」の名称で販売される製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (91) 次の写真を付して、「2P-XEaテスター(試品)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (92) 次の写真に示すとおり、「SEX is money」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (93) 次の写真に示すとおり、「Joint IV」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (94) 次の写真に示すとおり、「DRAGON UPPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (95) 次の写真に示すとおり、「DEATH MATCH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (96) 次の写真に示すとおり、「NURENURE GIRL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (97) 次の写真に示すとおり、「sex time 7」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (98) 次の写真に示すとおり、「Love Leaf HYBRID」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (99) 次の写真に示すとおり、「Heartbeat」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (100) 次の写真に示すとおり、「キメ鬼狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (101) 次の写真に示すとおり、「性感帯グリグリ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

の。

(102) 次の写真に示すとおり、「ゴメオSP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(103) 次の写真に示すとおり、「けつまん男(直)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(104) 次の写真に示すとおり、「Midnight City」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(105) 次の写真に示すとおり、「狂草」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(106) 次の写真に示すとおり、「監禁人形」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(107) 次の写真に示すとおり、「姫トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(108) 次の写真に示すとおり、「鬼禁ダラダラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(109) 次の写真に示すとおり、「どんぐり part1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(110) 次の写真を付して、「Electric598」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(111) 次の写真に示すとおり、「KONG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(112) 次の写真に示すとおり、「Psycho Peace」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(113) 次の写真に示すとおり、「めっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(114) 次の写真に示すとおり、「めっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(115) 次の写真に示すとおり、「KOKO NURE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(116) 次の写真に示すとおり、「Dark Matter」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(117) 次の写真に示すとおり、「UBU」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(118) 次の写真に示すとおり、「あやつり姫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(119) 次の写真に示すとおり、「SEX Extreme DASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(120) 次の写真に示すとおり、「禁断 Lemon -響-」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(121) 次の写真に示すとおり、「Petting Weapon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(122) 次の写真に示すとおり、「H GUY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(123) 次の写真に示すとおり、「潤王」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。

(124) 次の写真に示すとおり、「Fuck Machine」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(125) 次の写真を付して、「420ワイルドフィアーバーフュー&パッションフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(126) 次の写真を付して、「420ワイルドフィアーバーフュー&エルダーフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(127) 次の写真を付して、「420ラズベリー&ワイルドフィアーバーフューハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(128) 次の写真を付して、「420ラズベリー&パッションフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(129) 次の写真を付して、「420ラズベリー&エルダーフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(130) 次の写真を付して、「420マシュマローハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(131) 次の写真を付して、「420マシュマロー&ワイルドフィアーバーフューハーブティー」の名称で販売

される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(132) 次の写真を付して、「420マシュマロー&ラズベリーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(133) 次の写真を付して、「420マシュマロー&パッションフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(134) 次の写真を付して、「420マシュマロー&エルダーフラワーハーブティー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(135) 次の写真を付して、「420ワイルドフィバーフュー&パッションフラワーハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(136) 次の写真を付して、「420ラズベリー&ワイルドフィバーフューハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(137) 次の写真を付して、「420ワイルドフィバーフュー&エルダーフラワーハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(138) 次の写真を付して、「420ラズベリー&パッションフラワーハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(139) 次の写真を付して、「420ラズベリー&エルダーフラワーハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(140) 次の写真を付して、「420マシュマロー&ワイルドフィバーフューハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(141) 次の写真を付して、「420マシュマロー&パッションフラワーハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(142) 次の写真を付して、「420マシュマロー&エルダーフラワーハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(143) 次の写真を付して、「420マシュマローハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(144) 次の写真を付して、「420マシュマロー&ラズベリーハーブティーメロー」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和元年10月1日

和歌山県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリパワー和歌山インター店
和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) パワー和歌山インター店
(変更後) コメリパワー和歌山インター店
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 403台
(変更後) 221台
 - (3) 荷さばき施設の位置
(変更前) 本館東側及びハード館西側
(変更後) 本館東側
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 本館東側及びハード館西側
(変更後) 本館東側
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前7時から午後9時まで
(変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで
 - (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前6時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日
 - (1) 令和元年9月12日
 - (2)、(3) 及び (4) 令和2年5月13日
 - (5) 及び (6) 令和元年9月13日
- 5 変更する理由
 - (1) 店舗の業態に応じた名称に統一するため
 - (2)、(3) 及び (4) 施設の配置計画を見直すため
 - (5) 及び (6) 来客の利便性向上のため
- 6 届出年月日
令和元年9月12日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年10月1日から令和2年2月3日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第522号

平成31年和歌山県告示第186号（平成31年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から適用する。

令和元年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 (1) アの表中「14,900円」を「15,100円」に、「17,900円」を「18,200円」に改める。

和歌山県告示第523号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和元年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
5005		5003	令和元.9.2	日高郡みなべ町清川1267番地	みなべ川森林組合 代表理事組合長 田中昭彦	木材・チップ	日高郡みなべ町清川1267番地

和歌山県告示第524号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字湯舟8の5、字才神239の5、字下垣内293の6から293の9まで、字林345の6から345の9まで、345の12、字的場347の1、352、369の1から369の6まで、字森371の1から371の8まで

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和元年10月1日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和元年11月20日（水）から同月25日（月）までの日曜日及び土曜日を除く4日間	和歌山市西1番地交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和元年10月21日（月）から同月28日（月）までの毎日（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

正 誤

正 誤

令和元年9月13日付け和歌山県報第38号和歌山県告示第477号中

ページ	誤	正
29	239の15	239の15（以上3筆国有林）